

2025 年度 奨学生募集要項

公益財団法人朝日ウッドテック財団は、奨学金を給付する奨学生を次の要領で募集し、給付する奨学生を選考・決定します。

1. 奨学金給付の趣旨

『大樹深根』

「大きい樹木となることだけを望むべきでない、根を地中深く太くはらせることに努めよ、そうすれば樹木は自然に如何なる風雨にもたえる大樹になる。」を当奨学会の設立の理念とし、社会の根である若者に奨学金を支給することにより、心の豊かな人間生活の理想の姿を求めて勉学にいそしむ機会を与え、日本を大樹にすることを通じて、世界の平和と繁栄に寄与することを念願するものであります。

「設立趣意書」より

2. 出願資格

奨学生本人が、近畿地域(滋賀県・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ)に居住し、又は、近畿地域に所在する大学院生、大学生、高等専門学校生または高校生で、志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を必要とする者を対象に奨学金を給付する。

3. 募集対象校

別添「奨学生募集対象校一覧表」の通り

4. 奨学金事業の概要

①給付月額	大学院生	50,000円
	大学生	40,000円
	高専生	25,000円
	高校生	20,000円

①家計基準の目安:

「日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準」を適用(世帯主の収入を基準とする)

②学力基準の目安:

前年度までの修学年数で取得した全単位数のうち、80点以上の評価を受けた単位数の合計が60%以上を占めること。

③奨学生採用年度10～11月におこなわれる『新奨学生懇談会』、毎年3月におこなわれる『卒業を祝う会』には必ず参加すること。

②給付期間

原則2年間とする。

③募集学年(2年間の給付期間が終了する時にその学校を卒業する)

大学院生(修士課程)	1年生
大学生	3年生
高専生	4年生
高校生	2年生

5. 募集人数 15名程度 ※大学推薦人数:1名

6. 奨学金の重複について

当財団では、他の奨学金との重複について制限しない。

但し、給付型奨学金については、他の団体から奨学金の給付を受けていない者を優先する。

7. 出願書類 ※様式第1号は必ずExcelで作成し、プリントアウトしたものを提出すること。推薦が決まった人には後日、データの提出を依頼します。

①奨学生採用願書（様式第1号）

~~②在学する学校長の推薦書（学校所定の用紙）~~ ※推薦書は学内選考後に依頼します。

③在学学校または出身学校の学業成績証明書（学校所定の用紙）

④奨学金を申請する理由書（様式第1号の2）

⑤学資の明細書（様式第1号の3）

⑥本人の履歴書（様式第1号の4）

⑦世帯主の市民税・府（県）民税課税証明書

※令和7年度(令和6年分)課税証明書(又は非課税証明書)学内選考に使用するので、父及び母(ひとり親世帯の場合は世帯主のみで可)の証明書を提出してください。

⑧誓約書（様式第2号）※手書き

⑨住民票（市町村発行のもの）※申請者本人分のみ

8. 応募書類の提出期限 学内応募締切:令和7年6月11日(水)17:00
応募書類提出先:学生支援・社会連携課経済支援係
当財団からの推薦依頼に対し、各校が定める提出締切日

9. 奨学生の採否と選考結果の通知

推薦学生について、次の手順で給付する奨学生の選考と決定・承認を行う。

①提出された各種出願書類に基づき、事務局が応募者リストを作成する。

②応募書類と応募者リストをもとに、選考委員会が『選考基準』に沿って、人物・学業成績・家庭状況等を総合的に検討し、奨学生を選考・決定し、理事長の承認を得る。

③選考結果は学校を通じて、応募した学生に通知する。

10. 参考資料

「奨学金給付規程」、「選考基準」

以上

【応募・問い合わせ】

京都工芸繊維大学

学生支援・社会連携課経済支援係

075-724-7143(平日8:30-17:00) shogaku@jim.kit.ac.jp

(参考) 日本学生支援機構第一種奨学金家計基準の目安

日本学生支援機構奨学金の家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は、年間の収入・所得の上限の目安です。金額はあくまで目安ですが、参考にしてください。

参照：日本学生支援機構ホームページ「大学等で受ける第一種奨学金の家計基準（在学採用）」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

(●) が給与所得者の世帯

世帯人数	想定する世帯構成	年間の給与収入額（単位：万円）
2人	あなた、親A（ひとり親）(●)	777
3人	あなた、親A(●)、親B（無収入）	732
4人	あなた、親A(●)、親B(●)、 高校生	880
5人	あなた、親A(●)、親B(●)、 高校生、中学生	972

(●) が給与所得者以外の世帯

世帯人数	想定する世帯構成	年間の所得金額（単位：万円）
2人	あなた、親A（ひとり親）(●)	559
3人	あなた、親A(●)、親B（無収入）	550
4人	あなた、親A(●)、親B(●)、 高校生	613
5人	あなた、親A(●)、親B(●)、 高校生、中学生	678

公益財団法人朝日ウッドテック財団 奨学金給付規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人朝日ウッドテック財団定款第41条の規定に基づき奨学金の給付に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、学資の給付を受ける者を奨学生、給付する学資を奨学金という。

(奨学生となる条件)

第3条 奨学生は、近畿地域(滋賀県・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ)に居住し、又は、近畿地域に所在する大学院生、大学生、高等専門学校生または高校生で、志操堅固、学力優秀、かつ特に経済的援助を必要とする者を対象とする。

第2章 奨学生の決定および奨学金の給付

(奨学金給付の申請手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学生採用願書(様式第1号)に次の書類を添え、在学または出身学校の長を経て申請しなければならない。

- (1) 在学または出身学校の長の推薦書
- (2) ~~本人自筆の~~履歴書
- (3) 居住関係を明らかにする市町村長の証明書
- (4) 在学または出身学校の学業成績証明書

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、前条の申請のあった者について、奨学生選考委員会の選考・決定の上、理事長がこれを承認する。

2. 前項により奨学生を決定したときは、その旨を出身学校または在学校の長を経て、申請者に通知するものとする。
3. 申請者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人連署のうえ誓約書を提出しなければならない。

(奨学金の給付期間および金額)

第6条 奨学金を支給する期間は、奨学生の卒業年度を含む2年間とする。

2. 前項の期間中に支給する奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校在学者 月額 20,000円
- (2) 高等専門学校在学者 月額 25,000円
- (3) 大 学 在 学 者 月額 40,000円
- (4) 大学院在学者 月額 50,000円

(奨学金の支給方法)

第7条 奨学金は毎月、在学する学校の長を経て奨学生に支給する。

2. 前項の方法により難しい場合には最も適当にして、かつ確実な方法によるものとする。

(奨学金の給付打ち切り休止または減額)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打切るものとする。

- (1) 学業継続の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良と認められるとき
- (3) 休学の理由が不適當であるとき
- (4) 退学したときまたは退学処分を受けたとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) その他奨学生として不適當と認められるとき

2. 奨学生が次の各号の一に該当するときは奨学金の支給を休止するものとする。

- (1) 奨学生本人が休学するとき
- (2) 支給を休止することが適當と認められるとき

3. 何等かの事由により所定の支給金額を要しないと認められるときは、減額することがある。

(奨学金の復活)

第9条 前条の第2項または第3項の規定により奨学金の支給を休止または減額された者が、その事由が止んで、在学学校長を経て保証人連署のうえ願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て保証人連署のうえ、奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

(奨学生の報告義務)

第11条 奨学生は次の事項について保証人連署のうえ、その都度報告しなければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告することができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 本人、保証人の住所その他重要な事項については異動があったとき

(奨学生の指導)

第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更しようとするときは、定款第41条の定めるところによる。

奨学生選考基準

公益財団法人 朝日ウッドテック財団

各年度の奨学生の採用に当たっては、次の4つの基準により、総合的に判断し、応募者の中から適格者を選考・決定する。

1. 学力基準(目安)

学業成績において、原則として、募集年度の前年度までの修学年数で取得した全単位数のうち、80点以上の評価を受けた単位数の合計が60%以上占めること。但し、高等学校の場合は、5段階評価で評価「5」を取った科目の単位数が取得した全単位数の60%を占めること。

2. 家計基準(目安)

大学生は日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準に準ずる。また、高校生・高専生・大学院生についても、同基準を適用する。

3. 人物基準

良識があり、責任感が強く、自らの将来に対して確固とした展望を持ち、その実現に向けて、強い意志を持って努力・行動しているか、推薦書その他出願書類によって判断する。

4. その他基準

他の奨学財団から奨学金の貸与又は給付を受けている者でも重複して応募することができるが、給付型奨学金については、他財団から奨学金の給付を受けていない者を優先する。

以上